

第6回文京区景観計画検討委員会 会議録

I 日 時 平成24年11月16日(金) 午後6:00~7:30

II 場 所 文京シビックセンター24階 区議会第1委員会室

III 出席者

<委員>清水泰博、伊藤香織、薩田英男、廣邊裕二、崎谷浩一郎、中村悟、杉浦友、鈴木富佐子、柳澤美樹子、渡部敏明、手島淳雄、曳地由紀雄、高橋豊、高畑崇久、中島均、中村賢司、藤田恵子(計17名)

<事務局>高橋、有坂、大塚、藤田(都市計画部計画調整課)

IV 欠席者

中村大亮、長谷川秀司(計2名)

V 審議経過等

1 開会

事務局より開会の宣言。

2 委員長あいさつ

清水委員長よりあいさつ。

3 議題 (1) 文京区景観計画(案)等について

(事務局より資料第1号、第2号、参考資料第1号、第2号、第3号、第4号の順に説明)

(1) 文京区景観計画(案)等について

○清水委員長 この「景観計画(案)」については、前回の検討委員会での意見や、平成24年度第1回景観審議会での意見、また、パブリックコメントと区民説明会での意見、さらに東京都の意見を反映して作成したものということである。

検討委員会は、本日が最終回である。本日皆様にご議論いただいて、計画案としてまとめ、区長に報告することとなっている。また、その後に景観審議会に諮った上で、東京都と協議を行うということである。ただいまの事務局の説明について、意見や質問があればお願いしたい。

p.104「景観づくりの推進体制」において、「(仮称)文京区景観づくり条例の制定」となっているが、前回の資料では「景観条例」となっている。また、「(仮称)文京区景観づくり審議会」という名称も新たに記載されているが、名称が変わっているのは何故か。

○事務局 景観はコツコツとつくり上げていかなければいけないという思いを込めて、「(仮

称) 文京区景観づくり条例」に名称を変更した。審議会も同様である。

- 清水委員長 「(仮称) 文京区景観づくり審議会」については、新たなものができるのではなく、現在ある景観審議会の名称が変わるということか。
- 事務局 現在の景観審議会は、現行の景観条例に基づいているものである。今後、景観行政団体に移行し、景観計画を策定・実施する際には、現行の景観条例は廃止し、景観計画の運用に関する事項等を定めた「(仮称) 文京区景観づくり条例」を新たに制定・施行することとしている。「(仮称) 文京区景観づくり審議会」は、「(仮称) 文京区景観づくり条例」に基づき設置するものである。現行の「文京区景観審議会」との混同を避けた方が良いということもあり、「(仮称) 文京区景観づくり審議会」に名称を変更したい。
- 清水委員長 そうすると、言葉の使い方が混在している箇所が見られる。例えば、p. 107の「計画の見直し」の5行目は「景観審議会の審議を経て行います」となっているのは間違いではないか。
- 事務局 修正する。
- 清水委員長 資料編の p. 115 「(3) 市街地の変遷 ③平成 (2006 年)」について、タイトルが「平成 (2006 年)」と書かれているにもかかわらず、文章では昭和に関する内容が主であるが、これは何故か。
- 事務局 昭和から平成にかけては、地図上では大きな変化が見られなかったため、当ページには最新の 2006 年の地図を掲載している。しかし、市街地の変遷については、昭和に関する内容が主になっている。
- 清水委員長 平成に関する文章を入れた方が良いのではないか。
- 事務局 地図上の変化はそれほど無いとしても、平成に関する文章を追記し、図面との整合を図るようにする。
- 伊藤副委員長 今のご意見に関連して、p. 113～115 については、タイトルに年号が書かれているが、これは図の年号なので、タイトルを「昭和～平成」などにし、年号は図の説明として記載した方が分かりやすくなると思う。
また、p. 3 「(3) 景観行政団体への移行及び景観計画策定の意義」のページ最終行に「現在区内では…」と現在形で書かれているが、景観計画が策定される際には、区と都が行う景観行政がそれぞれに行われている状態は過去のものになるため、過去形で記載されるのか。
- 事務局 「これまでは…」と過去形の表現に修正する。
- 伊藤副委員長 p. 9 「(2) 歴史・文化」の「景観形成上の課題」に、建物意匠に関する課題として「大規模な建築物の長大で無表情な壁面が与える圧迫感」と記載されているが、建物意匠に関する課題は圧迫感だけで良いのか。p. 15 の「寺社が集まる寺町」の「景観形成上の課題」では、「寺社の集積による特徴的な雰囲気と調和するよう」と書かれている。p. 9 においても、歴史・文化的資産との調和についての記載があった方が良いのではないか。
- 事務局 対象が異なるため p. 9 と p. 15 で記載の仕方を変えているが、同じようなトーンの書き方になるよう工夫する。
- 伊藤副委員長 p. 63 「幹線道路等基準」に関するイラストについて、左下に「快適で潤いのある街路景観を創出する」という文言の引き出し線が、メニューを指しているように見

えて分かりにくい。引き出し線で示している部分を変える等の工夫をして欲しい。また、「交差点に顔を向けた配置とする」についてもイラストが分かりづらいので工夫して欲しい。

○事務局 「快適で潤いのある街路景観を創出する」の引き出し線は、何らか工夫する。また、p. 63 のイラストは、幹線道路沿道の景観の連続性が感じられることを念頭に作成している。「交差点に顔を向けた配置とする」の具体的な事例は、ここでの記載をやめ、ガイドラインで示していきたいと考えている。

○崎谷委員 資料編の p. 113～115 「(3) 市街地の変遷」に掲載されている図について、文章では様々な時代について書かれているのに、その当時の地図がすべて掲載されていないのはもったいない。もし、レイアウト上許容できるのであれば、意図が明確に伝わるような掲載の仕方をした方が良いのではないか。

○事務局 ここに記載している内容については、掲載が可能な地図を探すことから始め、その地図を基に文章を作成している。

○清水委員長 では、p. 115 の昭和の記述に合うような地図はないのか。

○事務局 土地利用現況調査図については昭和のものもあるが、地図上で大きな変化が見られなかったため、最新のものを載せている。

○清水委員長 本当に変化はないのか。

○事務局 例えば、検討委員会でもご意見のあった街道筋など、まちの骨格構造等の変化が大きくは見られない。ここでは、できる限り分かりやすく変遷の様子が伝わるような地図を選択している。

○清水委員長 昭和と平成で住宅の分布等は変わっていると思う。

○事務局 今回は、昭和と平成の土地利用現況調査図では、変遷の様子が見た目ですぐに分かるようなものではないと判断し、昭和の地図は掲載しないこととした。ただし、昭和の土地利用現況調査図はあるので、委員長に確認の上、掲載するかどうか判断していきたい。

○崎谷委員 資料編の p. 114 「大正 (1916 年)」の地図に、凡例を付けた方がイメージしやすいのではないか。

○事務局 これは地形図であるため、p. 115 「平成 (2006 年)」に掲載している土地利用現況調査図と同じような凡例はない。確認の上、検討する。

○中村(悟)委員 p. 107 「景観づくりの推進施策」の「④ (仮称) 景観づくり団体の登録制度の創設」について、資料第 2 号の「(仮称) 文京区景観づくり条例骨子 (案)」には記述がない。この制度はどのような位置付けで行うのか。

○事務局 p. 107 の破線内に記載しているものは、今後検討していきたい取組の例を列挙しているものである。条例には、景観法に基づく届出に関することや、(仮称) 文京区景観づくり審議会の設置など、主に景観計画の運用に必要な事項を定めている。

○中村(悟)委員 条例の第五章「表彰及び支援」は、景観計画の運用というよりは、取組や事業ではないのか。

○事務局 これについては、現行の景観条例に記述があるため、「(仮称) 文京区景観づくり条例」にも引き継いで記述している。

○中村(悟)委員 もし、「(仮称) 景観づくり団体の登録制度」をつくるのであれば、新たに制

定する「(仮称) 文京区景観づくり条例」に盛り込み、位置付けてみてはどうか。非常に重要な制度だと思うので、是非そうして欲しい。

○事務局 通常は、景観計画のような計画書には、今後検討していきたい取組の例などは記載しないものだが、今回は、景観づくりをより一層推進したいという思いから記載している。「(仮称) 景観づくり団体の登録制度」については、今後、要綱等を定めて行っていくこととしており、条例に位置付ける段階のものではないと考えている。

○清水委員長 p. 65「拠点基準」に関するイラストの「賑わいの連続性に配慮するよう配置・形態・意匠を工夫する」だけだと分かりづらいので、「オープンスペースや辻広場を設けるなど」を追記した方が良い。

また、p. 60「下町風情あるまち基準」について、イラストのような連続性のあるまち並みに、住宅のガレージのシャッターや駐車場などのようなものが出てきたら、景観的にはよろしくないと考えている。そこで、ガレージ等について、できるだけ配慮するような基準を盛り込めないか。

さらに、p. 55「低層住宅地基準」のイラストには、車が描かれているが、これは無くても良いのではないか。車が直接道路に面しているよりも、何か別の工夫をした方が本来は良いと思うので、この表現はどうかと思う。

○事務局 p. 65「拠点基準」のイラストについては、ご意見を踏まえて修正する。

○中村(悟)委員 今のご意見に関連して、p. 55「低層住宅地基準」のイラストについては、景観事前協議においても、車が道路から見えないように駐車場を建物内に収めてもらうことが最も望ましいとしており、そのような配慮ができない場合において、このイラストのように床仕上げを表情のあるものに工夫してもらっているのので、道路に対してむき出しの状態の車を描かない方が良い。

○事務局 p. 55「低層住宅地基準」のイラストについても、今のご意見を踏まえて修正する。

○清水委員長 p. 60「下町風情あるまち基準」についてはいかがか。何かしら格子等で工夫をして欲しいということに記載しておいた方が良いのではないか。

○事務局 格子を設けるなどということは、既に形態・意匠・色彩の1の基準に記載している。また、公開空地・外構等の2の基準において、道路に面する部分の緑化についても記載しているので、それらの基準を用いて、ガレージ等の無機質なしつらえのものが目立たないように工夫をしてもらうなどの指導はできると考えている。ガレージ等のみに対して具体的で詳細な基準を設けると、駐車場をつくれないうえ、またはつくる場合においても格子等を付けることが絶対ということに捉えられてしまう恐れもあるため、難しいと考えている。具体的な用途に関する基準は記載しない方が良いと考えている。

○清水委員長 駐車場をつくるのが駄目ということに記載するのは難しいかもしれないが、まち並みに配慮して欲しいということは入れられないか。

○事務局 直接的に「駐車場の…」という記載はできないが、既存の基準で対応できるかどうかなど、今一度確認する。また、現在、根津地区では、景観形成重点地区のモデル地区として検討を進めており、その中で、駐車場等用途を限定した基準について景観形成重点地区基準を定める際に検討していきたい。

○清水委員長 記載の仕方は難しいとは思いますが、ここに記載できる程度に柔らかい表現がふさわしいと思う。

- 伊藤副委員長 委員長が仰っていたのは、まち並みの連続性についてのことだと思う。特に、根津のように建物のスケールが小さいところだと、1台分のガレージが出てくるだけで、連続性が壊れてしまうことがあるということなので、具体的なことを書くのではなく、まち並みの連続性等に触れるような書き方が良いかと思う。
- 清水委員長 区民公募委員の皆様はいかがか。意見や質問、感想などがあればお願いしたい。
- 杉浦委員 一般の区民にとっては、大規模な建築物を建てることはまずないので、直接関係しない場合が多いが、p. 107「景観づくりの推進施策」の①にある「届出等の必要の有無に関わらず建築物の建築等に役立つ景観づくりのヒント集」は、今後の景観づくりに有効だと思う。しかし、自分が関係ないとなったときに、このようなものを探してまで読む人はそんなにいないので、どのように周知するのかということが、長期的に見たときに鍵になってくると思う。
- また、先ほど話にあった p. 63「幹線道路等基準」に関するイラストの「交差点に顔に向けた配置」というのがあるが、普通のマンションだと、例えば交差点がマンション北側にある場合は、わざわざ北側に開口部をつくることはあまり考えられないと思う。別のやり方で閉鎖性を和らげるような工夫があると良いのではないかと思う。
- 鈴木委員 この冊子を多くの人に読んでいただきたい。これを普及させるような活動があると良いと思う。
- 事務局 景観計画は有償頒布だが、概要版やガイドラインは無償頒布する。また、この景観計画等を用いた景観に関する勉強会などの場が設けられれば良いと考えている。さらに、ホームページには、有償・無償問わず、すべて掲載することとしている。
- 清水委員長 資料編に掲載されている「景観特性マップ」は、まち歩きなどにも役立つものなので、うまく活用した方が良いと思う。
- 事務局 様々な媒体を通じて周知していきたいと考えている。多くの人に景観に興味を持っていただけたら良いと思う。
- 柳澤委員 鈴木委員も仰っていたように、どのように普及させるのかを考える必要がある。文京区では、マンションの区分所有者等が多くなってきており、自分のこととして景観を捉えられないということがあると思う。普及させていく中で、そのようなマンションの人達も巻き込み、主体的に景観づくりができるような事業を行っていくと良いと思う。
- 廣邊委員 屋外広告物に関して、広告主は区民であり働いている人である。そういう人達の景観に対する理解が進めば、自ずとデザインや色彩も含めて、広告物の質は良いものになっていくと思う。それを踏まえて、広告を区に届け出た際に、景観への配慮も含めて指導して欲しい。
- 薩田委員 p. 88にある「景観に関する見識・経験を持つ専門家（景観アドバイザー）」という記述や、p. 104の「景観形成にかかわる専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを活用していきます」といった記載の中に、建築士会等の建築の専門性を持った第三者の助言を加えられるような記述があると良いと思う。特に p. 104は、景観アドバイザーと限定された書き方になっているので、「第三者機関からの助言」などというように広げて書くか、景観アドバイザーの中に設計士等を入れて、個別の案件に対しても設計士の観点から判断できるような人がいても良いのではないか。
- 事務局 今のご意見については、運用に関する事だと思うので、計画の中ではこのよう

な記載にしたい。景観アドバイザーの中には、建築的な視点の方や都市計画的な視点の方など色々な方がいる。どのような方を選択するかは実務の中で検討していく。

○**薩田委員** 景観アドバイザーは区が委任するものであるが、助言や指導は客観性があった方が良いと思う。特に p. 88 では、ただ単に「専門家」という記述に抑えてはどうか。

○**事務局** 今後、景観アドバイザーを選定、委任する際には、建築士会等の団体にご紹介いただくかもしれないが、計画の中では、あくまで景観への見識が高い人を景観アドバイザーと呼んでいるだけなので、計画での記載はこのままにしたい。

○**崎谷委員** 私も、ここまで限定的な書き方にする必要はあるのか疑問に思う。実際に協議している案件は長期優良住宅が主で、協議する段階では外構の話がメインとなってしまう。そこで、もう少し前の段階で、建築の専門の団体等が、施主や設計士などに景観の観点から助言するような機会があれば良いと考えている。行政としては、それをコーディネートしていただければ良いのかなと考えている

○**清水委員長** この記載では、専門家が「景観アドバイザー」のみである、と捉えられてしまうということである。

○**薩田委員** p. 104 はそのままが良いと思うが、p. 88 は「(景観アドバイザー)」の記述を削除し、限定し過ぎない表現に変更してほしい。

○**清水委員長** 他に意見はあるか。なければ審議を終了する。本日いただいた意見で景観計画(案)に反映するものについては私に一任頂きたいが、よろしいか。

(異議なし)

それでは、事務局と相談した上で、本日の意見を反映させ、修正したものを「文京区景観計画(案)」として区長に報告し、また、景観審議会に諮ることとする。

以上で本日の審議を終了とする。事務局から連絡事項はあるか。

○**事務局** 本日いただいた意見については、景観計画(案)に反映させ、委員長了解の上、区長に報告する。また、12月に開催を予定している景観審議会に諮りたいと考えている。その後は、「景観計画(案)」をもって、東京都との協議に入っていきたい。

景観行政団体移行や景観計画の策定・実施などの際には、委員の皆様にはお知らせしていきたい。

また、昨年度から約2年間にわたり、ご検討いただき、ありがとうございました。

連絡事項は以上である。

○**清水委員長** これをもって終了とする。